○条例案

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 |
| １ | 大阪府ＧＩＧＡスクール構想加速化基金条例制定の件 | 府又は府内の市町村が実施する府立学校及び市町村立学校のうち学校教育法第１条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）における児童及び生徒が学習のために使用する電子計算機（入出力装置を含む。）の整備に係る事業に要する資金を積み立てるため、大阪府ＧＩＧＡスクール構想加速化基金の設置、積立て、管理等について定める。  　　　施行日：公布の日 |
| ２ | 地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例等一部改正の件 | 地方自治法の改正により、題名の改正及び規定の整備（条項ずれ是正）を行う。  　　　　施行日：令和６年４月１日  〔関係条例〕  ・地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例  ・昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例  ・大阪府監査委員条例 |
| ３ | 職員の退職手当に関する条例一部改正の件 | 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算において、任命権者が定める事由により引き続いて職員になった場合を除き、国、地方自治体等における在職期間を含めないものとする等の改正を行う。  施行日：令和７年４月１日ほか |
| ４ | 職員の給与に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件 | 令和５年１２月の人事委員会の勧告等を踏まえ、所要の改正を行う。  〔主な改正内容〕  ・本庁部長等の給料月額の引上げ  ・理事の給料月額の引下げ  ・主査級職員の初号給の水準の引上げ  ・在宅勤務等手当の新設  　　　施行日：令和６年４月１日 |
| ５ | 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例一部改正の件 | 地方自治法の改正により、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給できることとされたことに伴い、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することとする等の改正を行う。  施行日：令和６年４月１日 |
| ６ | 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例一部改正の件 | 子育て部分休暇の取得対象となる子の年齢を小学校等の第３学年から第６学年まで引き上げる。  　　　施行日：令和６年４月１日 |
| ７ | 知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例一部改正の件 | 近隣自治体や一般職との均衡を踏まえ、副知事等の給料及び期末手当の時限的減額を適用する範囲等を見直すとともに、特例期間の終期を令和６年３月３１日から令和７年３月３１日に延長する。  　　　　施行日：令和６年４月１日 |
| ８ | 大阪府職員基本条例及び職員の退職管理に関する条例一部改正の件 | 効率的・効果的な府政の推進に取り組んでいくため、所要の改正を行う。  〔主な改正内容〕  ・部長公募制度において、任命権者は裁量に基づき公募又は非公募の判断が可能である旨を明記する。  ・人事評価における相対評価の区分及び分布割合を変更する。  ・指定出資法人等への再就職の禁止について期間を定める。  　　　　施行日：令和６年４月１日 |
| ９ | 大阪府立学校条例一部改正の件 | １　府立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減に伴い、府立学校の職員の定数を改定する。  ・高　等　学　校　〔改正前〕　　９，３５５人  　　　　　　　　　〔改正後〕　　９，３３６人  ・特別支援学校　　〔改正前〕　　５，４３０人  　　　　　　　　　〔改正後〕　　５，４６９人  　　　　施行日：令和６年４月１日  ２　大阪府立西野田工科高等学校、大阪府立生野工業高等学校、大阪府立城東工科高等学校及び大阪府立布施工科高等学校を廃止する。  　　　　施行日：規則で定める日 |
| １０ | 職員の懲戒に関する条例一部改正の件 | 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の改正等に伴い、児童生徒性暴力等として位置づけられた行為についての懲戒処分の基準を定める等の改正を行う。  　　　　施行日：公布の日 |
| １１ | 府費負担教職員定数条例一部改正の件 | 市町村立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府費負担教職員の定数を改定する。  ・小 学 校　〔改正前〕　１８，１３８人  　　　　　　　〔改正後〕　１８，００８人  ・中　学　校　〔改正前〕　１０，１５５人  　　　　　　　〔改正後〕　　９，９９５人  ・高 等 学 校 〔改正前〕　　　　　１４人  　　　　　　　〔改正後〕　　　　　１３人  　　　　施行日：令和６年４月１日 |
| １２ | 大阪府文化財保護条例一部改正の件 | 文化財保護法の改正により、地方公共団体による文化財の登録制度及び地方公共団体が登録した登録文化財について、文部科学大臣への登録の提案等が新設されたことに伴い、府における登録文化財の対象を追加するとともに、現行の府文化財登録制度を、法に基づく登録制度として位置付ける等の改正を行う。  　　　施行日：令和６年４月１日 |
| １３ | 職員の管理職手当の特例に関する条例廃止の件 | 職員の管理職手当の時限的減額を廃止するため、本条例を廃止する。  　　　施行日：令和６年４月１日 |